

「指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について

1 改正の概要

指定自動車教習所における準中型自動車免許に係る基本操作及び基本走行の技能教習（現に普通自動車免許又は普通自動車第二種免許を受けている者に対するものを除く。）について、準中型自動車を使用する教習等の教習時間を柔軟に設定できるよう、普通自動車を使用しなければならない教習の教習時間の基準を引き下げることをとする。

2 意見公募の実施期間

令和 8 年 10 月 2 日（金）から 10 月 31 日（土）までの間（30 日間）

3 施行期日

公布の日